

坂井市国民保護計画
新旧対照表
(案)

章	頁	旧	新																								
第1章	6	<p>第1章 総則</p> <p>第1～2節 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 用語の意義</p> <p>この計画における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(住民関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td><u>(中略)</u></td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者</td> <td>1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(武力攻撃関連) <u>(中略)</u></p> <p>(避難、救護関連) <u>(中略)</u></p> <p>(関係機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(中略)</u></td> <td><u>(中略)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子力災害関連) <u>(中略)</u></p> <p>第4節 <u>(中略)</u></p> <p>第5節 地域の特性</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>坂井市は、福井県の北部にあり、東経136度14分03秒、北緯36度09分50秒に位置し、南北約17km、東西約32kmにおよぶ東西に長い行政区域で、面積は約210km²となっている。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接している。</p> <p>坂井市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっている。</p> <p>坂井市の土地利用を地目別にみると、田畑が約36%、山林が約31%を占めており、豊かな自然環境に包まれている。</p>	用語	意義	避難住民等	<u>(中略)</u>	災害時要援護者	1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障 害 者、乳幼児、外国人等が考えられる。	用語	意義	指定行政機関	次に掲げる機関で、 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第1～2節 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 用語の意義</p> <p>この計画における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(住民関連)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民等</td> <td><u>(中略)</u></td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(武力攻撃関連) <u>(中略)</u></p> <p>(避難、救護関連) <u>(中略)</u></p> <p>(関係機関)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(中略)</u></td> <td><u>(中略)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子力災害関連) <u>(中略)</u></p> <p>第4節 <u>(中略)</u></p> <p>第5節 地域の特性</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>坂井市は、福井県の北部にあり、東経136度13分54秒、北緯36度10分1秒に位置し、南北約17km、東西約31kmにおよぶ東西に長い行政区域で、面積は約210km²となっている。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接している。</p> <p>市の南部を九頭竜川が、北部を市東部の森林地域を源流とする竹田川が流れ、西部で合流し日本海に注ぎ込んでいる。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっている。</p> <p>また、市の土地利用を地目別にみると、田畑が約34%、山林が約29%を占めており、豊かな自然環境に恵まれている。</p>	用語	意義	避難住民等	<u>(中略)</u>	要配慮者	1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障 が い者、乳幼児、外国人等が考えられる。	用語	意義	指定行政機関	次に掲げる機関で、 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>
用語	意義																										
避難住民等	<u>(中略)</u>																										
災害時要援護者	1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障 害 者、乳幼児、外国人等が考えられる。																										
用語	意義																										
指定行政機関	次に掲げる機関で、 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u>																										
<u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>																										
用語	意義																										
避難住民等	<u>(中略)</u>																										
要配慮者	1～3 <u>(中略)</u> 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障 が い者、乳幼児、外国人等が考えられる。																										
用語	意義																										
指定行政機関	次に掲げる機関で、 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 （平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 <u>(中略)</u>																										
<u>(中略)</u>	<u>(中略)</u>																										

章	頁	旧	新																																																																				
第1章	10	<p>2 気象</p> <p>坂井市は、北陸地方特有の気候で、多雨多湿地帯に属し、三国地域気象観測所（アメダス）での年間降水量は平均 2,068 mm、平均気温 13.7℃、年平均風速 2.2m である。春から夏は南風が多く、春にはフェーン現象が発生する。秋から冬には北西の季節風が吹き、四季の移り変わりははっきりしている。(統計期間：1979年～2000年)</p> <p>本市北西部では、日本海に面しているため、夏は海風により比較的さわやかで、冬の積雪は比較的少ないが、その他の地域では12月から2月頃までは降雪が多く、屋外作業並びに作物栽培はきわめて困難で住民の日常生活に多大の影響を与えている。特に、昭和38年1月の寒波襲来で降り出した雪は東部で積雪2m以上にもなり、100年来の豪雪となった。</p> <p>また、近年は平成16年7月福井豪雨をはじめ、平成18年豪雪、平成18年7月豪雨など記録的な豪雨豪雪が発生している。</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>平成17年10月1日の国勢調査人口は 92,318 人で、福井県全体 821,592 人の 11.2% を占め、福井県第2位の人口規模となっている。経年的には一貫した増加傾向にあり、特に平成7年から平成12年にかけては4,303人、5.0%と大きく増加したが、平成12年から平成17年にかけては1,145人、1.2%の増加で、鈍化する傾向にある。</p> <p>世帯数は 28,035 世帯で、一世帯あたり人員は 3.29 人で、福井県の平均 3.05 人/世帯 を上回っているが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われる。</p> <p style="text-align: center;">◆人口・世帯人員及び年齢階層別人口構成比の推移◆</p> <table border="1"> <caption>人口・世帯人員及び年齢階層別人口構成比の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>世帯人員 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50年</td> <td>72,174</td> <td>17,549</td> <td>4.11</td> </tr> <tr> <td>昭和55年</td> <td>75,983</td> <td>19,136</td> <td>3.97</td> </tr> <tr> <td>昭和60年</td> <td>80,707</td> <td>20,745</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>平成2年</td> <td>83,372</td> <td>21,981</td> <td>3.79</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>86,870</td> <td>23,882</td> <td>3.64</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>91,173</td> <td>26,278</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>92,318</td> <td>28,035</td> <td>3.29</td> </tr> </tbody> </table>	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	昭和50年	72,174	17,549	4.11	昭和55年	75,983	19,136	3.97	昭和60年	80,707	20,745	3.89	平成2年	83,372	21,981	3.79	平成7年	86,870	23,882	3.64	平成12年	91,173	26,278	3.47	平成17年	92,318	28,035	3.29	<p>2 気象</p> <p>坂井市は、北陸地方特有の気候で、多雨多湿地帯に属し、三国地域気象観測所（アメダス）での年間降水量は平均 2,082mm、平均気温 14.4℃、年平均風速 3.1m である。春から夏は南風が多く、乾燥した風が山の斜面を吹き下りる フェーン現象が発生する。秋から冬には北西の季節風が吹き、四季の移り変わりがはっきりしている。(統計期間：1994年～2023年)</p> <p>本市北西部では、日本海に面しているため、夏は海風により比較的さわやかで、冬の積雪は比較的少ないが、その他の地域では12月から2月頃までは降雪が多く、屋外作業並びに作物栽培はきわめて困難で市民の日常生活に多大の影響を与えている。特に、昭和38年1月の寒波襲来で降り出した雪は東部で積雪2m以上にもなり、100年来の豪雪となった。</p> <p>また、近年は平成16年7月福井豪雨をはじめ、平成30年2月豪雪、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雨など記録的な豪雨豪雪が発生している。</p> <p>3 社会条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>令和2年の国勢調査における坂井市の総人口は 88,481 人で、県全体 (766,863 人) の 11.5% を占め、県内第2位の人口規模となっている。平成17年までは一貫して増加傾向で推移してきたが、平成12年から平成17年にかけてはその傾向が鈍化し、平成22年の調査で減少に転じたのを境に、今日まで減少傾向にある。</p> <p>一方、市の総世帯数は 31,067 世帯で、引き続き増加傾向を示している。</p> <p>また、市の一世帯当たり人員は 2.85 人で、県平均の 2.63 人/世帯 を上回っているが、経年的には一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われる。</p> <p style="text-align: center;">坂井市の人口・世帯・世帯人員の推移</p> <table border="1"> <caption>坂井市の人口・世帯・世帯人員の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口 (人)</th> <th>世帯数 (世帯)</th> <th>世帯人員 (人/世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年</td> <td>80,707</td> <td>20,745</td> <td>3.89</td> </tr> <tr> <td>平成2年</td> <td>83,372</td> <td>21,981</td> <td>3.79</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>86,870</td> <td>23,882</td> <td>3.64</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>91,173</td> <td>26,278</td> <td>3.47</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>92,318</td> <td>28,035</td> <td>3.29</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>91,900</td> <td>28,744</td> <td>3.20</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>90,280</td> <td>29,454</td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>88,481</td> <td>31,067</td> <td>2.85</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料:国勢調査) (注) 年齢不詳の人口を含む</p>	年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	昭和60年	80,707	20,745	3.89	平成2年	83,372	21,981	3.79	平成7年	86,870	23,882	3.64	平成12年	91,173	26,278	3.47	平成17年	92,318	28,035	3.29	平成22年	91,900	28,744	3.20	平成27年	90,280	29,454	3.07	令和2年	88,481	31,067	2.85
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)																																																																				
昭和50年	72,174	17,549	4.11																																																																				
昭和55年	75,983	19,136	3.97																																																																				
昭和60年	80,707	20,745	3.89																																																																				
平成2年	83,372	21,981	3.79																																																																				
平成7年	86,870	23,882	3.64																																																																				
平成12年	91,173	26,278	3.47																																																																				
平成17年	92,318	28,035	3.29																																																																				
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)																																																																				
昭和60年	80,707	20,745	3.89																																																																				
平成2年	83,372	21,981	3.79																																																																				
平成7年	86,870	23,882	3.64																																																																				
平成12年	91,173	26,278	3.47																																																																				
平成17年	92,318	28,035	3.29																																																																				
平成22年	91,900	28,744	3.20																																																																				
平成27年	90,280	29,454	3.07																																																																				
令和2年	88,481	31,067	2.85																																																																				

章	頁	旧	新																																																																																																																																																
第1章	11	<p>年齢構成の動向をみると、平成17年における年少人口（15歳未満）は14,926人（16.2%）で、福井県平均の14.7%を上回っているが、経年的には減少傾向にある。老年人口（65歳以上）は18,715人（20.3%）で、福井県平均の22.6%を下回っているが、経年的には一貫した増加傾向にあり、平成12年に引き続き年少人口と老年人口の数が逆転している。</p> <table border="1"> <caption>坂井市の年齢階層別人口構成比の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和50年</td><td>23.4</td><td>65.9</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>22.9</td><td>65.1</td><td>12.0</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>22.0</td><td>64.9</td><td>13.1</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>19.8</td><td>65.3</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>18.2</td><td>64.8</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3</td><td>63.9</td><td>18.8</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>16.1</td><td>63.3</td><td>20.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:国勢調査)</p> <p>(2) 産業 ア 産業別就業者数 平成17年の就業人口は49,748人で、総人口の53.9%となっている。 福井県全体と比較すると、第1次及び第2次産業の占める割合がわずかに高く、第3次産業の占める割合がわずかに低くなっている。 経年的には、第3次産業が増加する傾向にあり、産業構造の高次化が進展している状況となっている。</p> <table border="1"> <caption>◆産業別就業人口構成比の推移◆ (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和50年</td><td>23.0</td><td>34.2</td><td>42.7</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>17.0</td><td>37.0</td><td>46.0</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>15.0</td><td>42.9</td><td>42.1</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>10.4</td><td>39.8</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>8.5</td><td>38.8</td><td>52.7</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>5.8</td><td>38.1</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>5.9</td><td>35.9</td><td>58.2</td></tr> <tr><td>福井県平成17年</td><td>4.8</td><td>33.3</td><td>61.9</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:国勢調査)</p>	年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	昭和50年	23.4	65.9	10.7	昭和55年	22.9	65.1	12.0	昭和60年	22.0	64.9	13.1	平成2年	19.8	65.3	15.0	平成7年	18.2	64.8	17.0	平成12年	17.3	63.9	18.8	平成17年	16.1	63.3	20.6	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	昭和50年	23.0	34.2	42.7	昭和55年	17.0	37.0	46.0	昭和60年	15.0	42.9	42.1	平成2年	10.4	39.8	49.7	平成7年	8.5	38.8	52.7	平成12年	5.8	38.1	56.1	平成17年	5.9	35.9	58.2	福井県平成17年	4.8	33.3	61.9	<p>年齢構成の動向をみると、令和2年における市の年少人口（15歳未満）は11,535人（13.2%）で、県平均の12.6%を上回っているが、経年的には減少傾向にある。老年人口（65歳以上）は25,434人（29.0%）で、県平均の30.8%を下回っているが、経年的には一貫した増加傾向にあり、今後も老年人口割合の増加が予想される。</p> <table border="1"> <caption>坂井市の年齢階層別人口構成比の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>22.0</td><td>64.9</td><td>13.1</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>19.8</td><td>65.3</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>18.2</td><td>64.8</td><td>17.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3</td><td>63.9</td><td>18.8</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>16.2</td><td>63.5</td><td>20.3</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>15.5</td><td>61.9</td><td>22.7</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>14.2</td><td>59.5</td><td>26.3</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>13.2</td><td>57.8</td><td>29.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:国勢調査)</p> <p>(注) 不詳人口を除く (注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない</p> <p>(2) 産業 ア 産業別就業者数 令和2年の国勢調査における市の就業者数は46,022人で、市の総人口(88,481人)の52.0%を占めている。 県全体と比較すると、市の総人口に対する産業別就業者数の割合は、第1次及び第2次産業でわずかに高く、第3次産業ではわずかに低くなっている。 経年的には、第3次産業が増加する傾向にあり、産業構造の高次化が進展している。</p> <table border="1"> <caption>坂井市の産業別就業人口構成比の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>15.0</td><td>42.9</td><td>42.1</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>10.4</td><td>39.8</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>8.5</td><td>38.8</td><td>52.7</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>5.8</td><td>38.1</td><td>56.1</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>5.8</td><td>35.9</td><td>58.2</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>4.6</td><td>33.8</td><td>61.6</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>4.3</td><td>33.7</td><td>61.9</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>3.8</td><td>34.0</td><td>62.3</td></tr> <tr><td>【福井県】令和2年</td><td>3.2</td><td>31.6</td><td>65.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料:国勢調査) (注) 分類不能を除く</p>	年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	昭和60年	22.0	64.9	13.1	平成2年	19.8	65.3	15.0	平成7年	18.2	64.8	17.0	平成12年	17.3	63.9	18.8	平成17年	16.2	63.5	20.3	平成22年	15.5	61.9	22.7	平成27年	14.2	59.5	26.3	令和2年	13.2	57.8	29.1	年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	昭和60年	15.0	42.9	42.1	平成2年	10.4	39.8	49.7	平成7年	8.5	38.8	52.7	平成12年	5.8	38.1	56.1	平成17年	5.8	35.9	58.2	平成22年	4.6	33.8	61.6	平成27年	4.3	33.7	61.9	令和2年	3.8	34.0	62.3	【福井県】令和2年	3.2	31.6	65.1
年	15歳未満	15～64歳	65歳以上																																																																																																																																																
昭和50年	23.4	65.9	10.7																																																																																																																																																
昭和55年	22.9	65.1	12.0																																																																																																																																																
昭和60年	22.0	64.9	13.1																																																																																																																																																
平成2年	19.8	65.3	15.0																																																																																																																																																
平成7年	18.2	64.8	17.0																																																																																																																																																
平成12年	17.3	63.9	18.8																																																																																																																																																
平成17年	16.1	63.3	20.6																																																																																																																																																
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																																																																																																
昭和50年	23.0	34.2	42.7																																																																																																																																																
昭和55年	17.0	37.0	46.0																																																																																																																																																
昭和60年	15.0	42.9	42.1																																																																																																																																																
平成2年	10.4	39.8	49.7																																																																																																																																																
平成7年	8.5	38.8	52.7																																																																																																																																																
平成12年	5.8	38.1	56.1																																																																																																																																																
平成17年	5.9	35.9	58.2																																																																																																																																																
福井県平成17年	4.8	33.3	61.9																																																																																																																																																
年	15歳未満	15～64歳	65歳以上																																																																																																																																																
昭和60年	22.0	64.9	13.1																																																																																																																																																
平成2年	19.8	65.3	15.0																																																																																																																																																
平成7年	18.2	64.8	17.0																																																																																																																																																
平成12年	17.3	63.9	18.8																																																																																																																																																
平成17年	16.2	63.5	20.3																																																																																																																																																
平成22年	15.5	61.9	22.7																																																																																																																																																
平成27年	14.2	59.5	26.3																																																																																																																																																
令和2年	13.2	57.8	29.1																																																																																																																																																
年	第1次産業	第2次産業	第3次産業																																																																																																																																																
昭和60年	15.0	42.9	42.1																																																																																																																																																
平成2年	10.4	39.8	49.7																																																																																																																																																
平成7年	8.5	38.8	52.7																																																																																																																																																
平成12年	5.8	38.1	56.1																																																																																																																																																
平成17年	5.8	35.9	58.2																																																																																																																																																
平成22年	4.6	33.8	61.6																																																																																																																																																
平成27年	4.3	33.7	61.9																																																																																																																																																
令和2年	3.8	34.0	62.3																																																																																																																																																
【福井県】令和2年	3.2	31.6	65.1																																																																																																																																																

章	頁	旧	新
第1章	12	<p>イ 農業</p> <p><u>平成17年における農家人口は16,915人で、総人口に占める割合は18.4%となっている。農家数は3,537戸で、総世帯に占める割合は12.7%となっている。経年的には、農家人口、農家数ともに減少傾向にあり、特に平成7年から平成12年にかけて大きく減少した(農家人口:-8.2%、農家数:-16.8%)。</u></p> <p><u>平成16年の農業粗生産額は約110億円で、平成9年以降緩やかな減少傾向にある。</u></p> <p>ウ 工業</p> <p><u>平成12年の事業所数は1,000箇所で、昭和55年以降、大幅な減少を続けている。従業員数は12,530人で、平成2年までは増加傾向にあったが、平成7年から平成12年にかけて減少に転じている。</u></p> <p><u>平成14年の製造品出荷額等は3,198億円で、平成12年以降は減少傾向にある。</u></p> <p>エ 商業</p> <p><u>平成16年の商店数は1,143店、従業員数の合計は6,543人で、経年的にみると、商店数が減少又は横ばいで推移しているのに対し、従業員数は緩やかな増加傾向にある。</u></p> <p><u>平成16年の商品販売額は1,322億円で、平成11年までは増加傾向にあったが、平成14年にかけてわずかに減少した。</u></p> <p>4 交通</p> <p><u>本市の道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線(嶺北縦貫線)及び主要地方道福井加賀線(芦原街道)が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達している。また、鉄道網も坂井市の中央を南北に走り、JR北陸本線が2駅、えちぜん鉄道三国芦原線が9駅設置されている。</u></p> <p>5 港湾及び石油コンビナート</p> <p>三国港は、古来より対岸諸国との交易港として栄え、江戸時代には北前船の出入りする「北国7大湊」として繁栄してきた。昭和46年3月には、三国港から名称を変更し福井港となり、三国港地区として整備が進められてきた。福井港は、本市の九頭竜川左岸に広がる三里浜に「福井臨海工業地帯」の造成と大型船舶の出入りが可能な港湾の建設を目指して、昭和46年に重要港湾の指定を受け、昭和47年より工事に着手し、昭和53年には、一部が供用開始された。平成12年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定され、現在では、</p>	<p>イ 農業</p> <p><u>令和2年の農林業センサスにおける市の農家世帯員人口(販売農家)は5,422人で、市の総人口(88,481人)に占める割合は6.1%となっている。</u></p> <p><u>また、市の農家数は1,316戸で、市の総世帯数(31,067世帯)に占める割合は4.2%となっている。経年的には、農家世帯員人口、農家数ともに減少傾向にある。</u></p> <p>ウ 工業</p> <p><u>福井県が公表している報告書「福井県の工業(令和3年(2021年)経済センサス—活動調査 製造業に関する結果報告書)」によると、市の令和3年における従業者4人以上の事業所数は318箇所、従業者数(従業者4人以上の事務所)は9,943人となっている。</u></p> <p>エ 商業</p> <p><u>福井県が公表している報告書「福井県の商業(卸売業、小売業)(令和3年(2021年)経済センサス—活動調査 卸売業、小売業に関する結果報告書)」によると、市の令和3年における事業所数は771箇所、従業者数は5,504人となっている。</u></p> <p>4 交通</p> <p><u>坂井市の道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線(嶺北縦貫線)及び主要地方道福井加賀線(芦原街道)が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達している。</u></p> <p><u>また、鉄道網は、令和6年3月に金沢・敦賀間の開業を迎えた北陸新幹線、その開業に伴って西日本旅客鉄道から経営分離された並行在来線のハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線の3線が市の中央を南北に走っている。市内には、合わせて11駅が設置されており、その内駅は、ハピラインふくい線で2駅(春江駅・丸岡駅)、えちぜん鉄道三国芦原線で9駅(太郎丸エンゼルランド駅・西春江ハートピア駅・西長田ゆりの里駅・下兵庫こうふく駅・大関駅・水居駅・三国神社駅・三国駅・三国港駅)となっている。</u></p> <p>5 港湾及び石油コンビナート</p> <p>三国港は、古来より対岸諸国との交易港として栄え、江戸時代には北前船の出入りする「北国7大湊」として繁栄してきた。昭和46年3月には、三国港から名称を変更し福井港となり、三国港地区として整備が進められてきた。福井港は、本市の九頭竜川左岸に広がる三里浜に「福井臨海工業地帯」の造成と大型船舶の出入りが可能な港湾の建設を目指して、昭和46年に重要港湾の指定を受け、昭和47年より工事に着手し、昭和53年には一部が供用開始された。平成12年には、国が積極的に支援する「特定地域振興重要港湾」に選定され、現在では、国家</p>

章	頁	旧	新
第1章	14	<p>国家石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、また、福井臨海工業地帯（現在の通称「テクノポート福井」）の拠点港として福井県嶺北地域を中心とした物流基地として大きな役割を果たしている。特に、三国港地区は、「越前がに」をはじめとする漁業の本拠地としての役割とともに、海洋性レクリエーションエリアとして平成17年5月に福井港九頭竜川ポートパークが供用開始されている。</p> <p>また、「テクノポート福井」内の火力発電所、石油備蓄基地、石油配分基地等のエリア一帯は、福井臨海地区の石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、石油コンビナート等災害防止法に基づいて区域の災害発生と拡大防止対策が図られている。</p> <p>「テクノポート福井」は、従来からの繊維産業に加えて、付加価値の高い重化学工業等の基幹産業の導入を目指して整備され、化学・金属産業を中心として県内外の 73企業（県外企業56、県内企業17：平成18年9月6日現在） が立地している。</p> <p>今後福井港は、経済社会情勢の変化に伴い、「臨海工業地帯としての先導役としての港湾」に加え、地域活性化の中核となる「地域と海との接点（物流及び市民への開放）としての港湾」の役割も担っていくことが求められている。</p> <p>6 空港</p> <p>福井空港は、福井県が昭和39年に運輸省から飛行場設置許可を得て同年5月に工事着手、昭和41年6月30日に本県の空の玄関口として開港した。開港当初、定期便は福井・東京間を1日1往復で就航し、昭和43年4月からは1日2往復に増便された。</p> <p>しかし、昭和48年に小松空港がジェット化され小松・東京間が1時間で結ばれると、その影響で福井空港の利用客は激減し、昭和51年に定期便が休航となった。</p> <p>その後、昭和60年にジェット化に対応した拡張整備計画を策定し、事業を推進してきたが、地元の同意が得られず、平成15年6月に計画を中止した。その間には平成3年2月に県警航空隊のヘリコプター、平成9年3月には県防災航空隊のヘリコプターが配備されるなど、空港の利用が拡充されている。</p> <p>災害時における空港の役割の重要性は、平成9年に発生した重油流出事故時における福井空港の利用状況をもみても明らかであり、災害時等における迅速な人員の輸送、被災者の搬送、救援物資の輸送、救援機関の受入れ、情報収集等の防災活動拠点としての役割を担っている。</p> <p>また、県防災ヘリや県警ヘリが常駐し、空からの防災、警察活動を展開しており、今後も住民の安全な暮らしを守るための施設として、空港を活用していく必要がある。</p> <p>第6節 計画の対象となる事態 <u>（中略）</u></p> <p>第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市の責務 <u>（中略）</u></p> <p>2 処理すべき事務又は業務</p> <p>国民保護措置について、市、嶺北消防組合消防本部及び坂井・坂井西警察署、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p>	<p>石油備蓄基地や石油配分基地のエネルギー基地として、また、福井臨海工業地帯（現在の通称「テクノポート福井」）の拠点港として福井県嶺北地域を中心とした物流基地として大きな役割を果たしている。特に、三国港地区は、「越前がに」をはじめとする漁業の本拠地としての役割に加え、海洋性レクリエーションエリアとしての機能も期待されており、平成17年5月には福井港九頭竜川ポートパークが供用開始されている。</p> <p>また、「テクノポート福井」内の火力発電所、石油備蓄基地、石油配分基地等のエリア一帯は、福井臨海地区の石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、石油コンビナート等災害防止法に基づいて区域の災害発生と拡大防止対策が図られている。</p> <p>「テクノポート福井」は、従来からの繊維産業に加えて、付加価値の高い重化学工業等の基幹産業の導入を目指して整備され、化学・金属産業を中心として県内外の 86企業（テクノポート福井企業協議会ホームページ会員企業一覧より【令和6年10月現在】） が立地している。今後は、経済社会情勢の変化に伴い、「臨海工業地帯としての先導役としての港湾」に加え、地域活性化の中核となる「地域と海との接点（物流及び市民への開放）としての港湾」の役割も担っていくことが求められている。</p> <p>6 福井空港</p> <p>福井空港は、県が昭和39年に運輸省から飛行場設置許可を得て同年5月に工事着手、昭和41年6月30日に本県の空の玄関口として開港した。開港当初、定期便は福井・東京間を1日1往復で就航し、昭和43年4月からは1日2往復に増便された。</p> <p>しかし、昭和48年に小松空港がジェット化され小松・東京間が1時間で結ばれると、その影響で福井空港の利用客は激減し、昭和51年に定期便が休航となった。</p> <p>その後、昭和60年にジェット化に対応した拡張整備計画を策定し、事業を推進してきたが、地元の同意が得られず、平成15年6月に計画を中止した。その間には平成3年2月に県警航空隊のヘリコプター、平成9年3月には県防災航空隊のヘリコプターが配備されている。令和3年5月には、県立病院を基地病院としたドクターヘリの運航も開始され、空港の利用が拡充されている。</p> <p>災害時における空港の役割の重要性は、令和6年に発生した能登半島地震における福井空港の利用状況をもみても明らかであり、災害時等における迅速な人員の輸送、被災者の搬送、救援物資の輸送、救援機関の受入れ、情報収集等の防災活動拠点としての役割を担っている。</p> <p>また、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプターが常駐し、空からの防災、警察活動を展開しており、今後も市民の安全な暮らしを守るための施設として、空港を活用していく必要がある。</p> <p>第6節 計画の対象となる事態 <u>（中略）</u></p> <p>第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 市の責務 <u>（中略）</u></p> <p>2 処理すべき事務又は業務</p> <p>国民保護措置について、市、嶺北消防組合及び坂井・坂井西警察署、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。</p>

坂井市国民保護計画

章	頁	旧	新
第1章	16	(1) 市	(1) 市
		機 関 名	機 関 名
		坂 井 市	坂 井 市
		(1) ~ (13) <u>(中略)</u> (14) 被災公共施設の復旧 (15) <u>(中略)</u>	(1) ~ (13) <u>(中略)</u> (14) 市が管理する 被災公共施設の復旧 (15) <u>(中略)</u>
		(2) 消防機関	(2) 消防機関
		機 関 名	機 関 名
		嶺北消防組合 防本部 坂井消防団	嶺北消防組合 坂井消防団
		(1) ~ (2) <u>(中略)</u>	(1) ~ (2) <u>(中略)</u>
		(3) ~ (5) <u>(中略)</u>	(3) ~ (5) <u>(中略)</u>
		(6) 指定地方行政機関	(6) 指定地方行政機関
機 関 名	機 関 名		
1 ~ 6 <u>(中略)</u>	1 ~ 6 <u>(中略)</u>		
7 北陸農政局	7 北陸農政局		
(1) 武力攻撃災害対策用食料 及び備蓄物資 の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧	(1) 武力攻撃災害対策用食料の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧		
8 <u>(中略)</u>	8 <u>(中略)</u>		
9 近畿経済産業局	9 中部経済産業局		
(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興	(1) 電気 の供給の確保に係る指導・要請		
10 中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	10 近畿経済産業局		
(中略)	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気、ガス、工業用水道の供給の確保に係る指導・要請		
11 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (九頭竜川ダム統合管理事務所) (足羽川ダム工事事務所)	11 中部近畿産業保安監督部		
(中略)	(1) 電気の保全		
	12 中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)		
	(中略)		
	13 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (九頭竜川ダム統合管理事務所) (足羽川ダム工事事務所)		
	(中略)		

坂井市国民保護計画

章	頁	旧		新	
第1章	18	12 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(中略)	14 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(中略)
		13 中部運輸局 (福井運輸支局)	(中略)	15 中部運輸局 (福井運輸支局)	(中略)
		14 大阪航空局 (小松空港事務所)	(中略)	16 大阪航空局 (小松空港事務所)	(中略)
		15 東京航空交通管制部	(中略)	17 東京航空交通管制部	(中略)
		16 東京管区气象台(福井地方气象台)	(中略)	18 東京管区气象台(福井地方气象台)	(中略)
		17 第八管区海上保安本部(敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置	19 第八管区海上保安本部(敦賀海上保安部)	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 (2) 海上における避難住民の誘導、 緊急物資の運送 、秩序の維持 および 確保 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
		18 中部地方環境事務所	(中略)	20 中部地方環境事務所	(中略)
		19 大阪防衛施設局	(中略)	21 近畿中部防衛局	(中略)
		7) 指定公共機関等		7) 指定公共機関等	
		機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務
1 災害研究機関独立行政法人日本原子力研究開発機構	(中略)	1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(中略)		

坂井市国民保護計画

章	頁	旧		新	
第1章	19	2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分	2 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金の受付及び配分
		3 医療事業者 独立行政法人 国立病院機構 社団法人福井 県医師会	(中略)	3 医療事業者 独立行政法人 国立病院機構 一般社団法人 福井県医師会	(中略)
		4、5 (中略)	(中略)	4、5 (中略)	(中略)
		6 運送事業者 新日本海フェ リー(株) 社団法人福井 県バス協会 西日本旅客鉄 道(株) 日本貨物鉄道 (株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道 (株) 社団法人福井 県トラック協 会	(中略)	6 運送事業者 新日本海フェ リー(株) 公益社団法人 福井県バス協会 西日本旅客鉄 道(株) 日本貨物鉄道(株) 福井鉄道(株) えちぜん鉄道 (株) (株)ハピライン ふくい 一般社団法人 福井県トラッ ク協会	(中略)
		7 電気通信事 業者 西日本電信電 話(株) KDDI(株) (株)エヌ・テ ィ・ティ・ドコ モ北陸 ソフトバンク モバイル(株)	(中略)	7 電気通信事 業者 西日本電信電 話(株) KDDI(株) (株)NTTド コモ ソフトバンク (株)	(中略)

章	頁	旧	新
第1章	20	8 (中略)	(中略)
		9 (中略)	(中略)
		10 郵便事業 (株)	(中略)
		11 ガス事業者 社団法人福井 県エルピーガ ス協会	(中略)
		第8節 関係機関との連携	第8節 関係機関との連携
		1 対策本部相互の連携体制 坂井市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）並びに 武力攻撃事態等対策本部 （以下「国対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。 <u>(中略)</u>	1 対策本部相互の連携体制 坂井市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）並びに 事態対策本部 （以下「国対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。 <u>(中略)</u>
		2 県及び指定地方行政との連携体制 <u>(中略)</u>	2 県及び指定地方行政との連携体制 <u>(中略)</u>
		3 嶺北消防本部 との連携体制 市は、武力攻撃事態等における 嶺北消防本部 による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることを考慮し、 嶺北消防本部 の人員並びに消防団員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等において 嶺北消防本部 と協議し、整備に努める。 また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等の支援体制の整備に努める。	3 嶺北消防組合 との連携体制 市は、武力攻撃事態等における 嶺北消防組合 による消火活動や被災住民の救急救助活動が重要であることを考慮し、 嶺北消防組合 の人員並びに消防団員、所有する資機材などの現状等について把握し、必要な装備等において 嶺北消防組合 と協議し、整備に努める。 また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等の支援体制の整備に努める。
		4～7 <u>(中略)</u>	4～7 <u>(中略)</u>
		第2章 平常時の備え	第2章 平常時の備え
		第2節 訓練	第2節 訓練
		1 訓練の実施 <u>(中略)</u>	1 訓練の実施 <u>(中略)</u>
		(1) 実施主体 市長は、 嶺北消防本部 、消防団、自主防災組織と連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、必要な訓練を行うよう努める。	(1) 実施主体 市長は、 嶺北消防組合 、消防団、自主防災組織と連携し、国、県、隣接の市町及び関係機関の協力を得て、それぞれ又は共同して、必要な訓練を行うよう努める。
		(2) 防災訓練との連携 <u>(中略)</u>	(2) 防災訓練との連携 <u>(中略)</u>
		(3) 住民等の参加 市長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対し、訓練への参加について協力	(3) 住民等の参加 市長は、住民の避難に関する訓練を行うときは、住民に対し、訓練への参加について協力

章	頁	旧	新
第2章	26	<p>を要請する。また、市長は、災害時要援護者についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、災害時要援護者の訓練への参加を促進するよう努める。</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(1) 実働訓練 <u>(中略)</u></p> <p>ア 通信連絡訓練 <u>(中略)</u></p> <p>イ 非常通信連絡訓練</p> <p>武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、福井県非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市町及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。</p> <p>ウ～オ <u>(中略)</u></p> <p>(2) 避難訓練</p> <p>ア 市内における避難のための訓練</p> <p>市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等において、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。</p> <p>イ 広域的な避難のための訓練 <u>(中略)</u></p> <p>(3) 図上訓練 <u>(中略)</u></p> <p>3、4 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 備蓄</p> <p>1 防災資機材の整備 <u>(中略)</u></p> <p>2 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄</p> <p>(1) <u>(中略)</u></p> <p>(2) 市は、各総合支所又は避難所単位で飲料水、食糧及び生活必需品の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。</p> <p>(3) <u>(中略)</u></p> <p>3 自然災害等における備蓄との関係 <u>(中略)</u></p> <p>第4節 医療救護体制の整備</p>	<p>を要請する。また、市長は、要配慮者についての情報伝達、避難誘導の方法等を訓練の内容に含めるとともに、要配慮者の訓練への参加を促進するよう努める。</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(1) 実働訓練 <u>(中略)</u></p> <p>ア 通信連絡訓練 <u>(中略)</u></p> <p>イ 非常通信連絡訓練</p> <p>武力攻撃事態等において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合に備え、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県、市町及び各防災関係機関との通信を確保するための訓練を実施する。</p> <p>ウ～オ <u>(中略)</u></p> <p>(2) 避難訓練</p> <p>ア 市内における避難のための訓練</p> <p>市は、関係機関と連携して、それぞれ又は共同して、武力攻撃事態等において、迅速に住民が避難できるよう、地域、学校、社会教育施設、事業所、交通機関等、人口密集地を含む様々な場所において、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。</p> <p>また、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的なものとするよう努める。</p> <p>イ 広域的な避難のための訓練 <u>(中略)</u></p> <p>(3) 図上訓練 <u>(中略)</u></p> <p>3、4 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 備蓄</p> <p>1 防災資機材の整備 <u>(中略)</u></p> <p>2 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄</p> <p>(1) <u>(中略)</u></p> <p>(2) 市は、市役所本庁舎及び指定避難所単位で飲料水、食糧及び生活必需品の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。</p> <p>(3) <u>(中略)</u></p> <p>3 自然災害等における備蓄との関係 <u>(中略)</u></p> <p>第4節 医療救護体制の整備</p>

章	頁	旧	新
第2章	29	<p>1 医療救護体制の整備 <u>(中略)</u></p> <p>2 救急救助体制の整備</p> <p>嶺北消防本部は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。</p> <p>また、NBC攻撃による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。</p> <p>第5節 災害時要援護者支援体制</p> <p>1～5 <u>(中略)</u></p> <p>6 災害時要援護者に対する配慮 <u>(中略)</u></p> <p>(1)～(7) <u>(中略)</u></p> <p>(8) 在宅又は避難施設内の災害時要援護者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施 (二次避難所の設置を含む。)</p> <p>7 児童及び生徒の避難時の配慮 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 消防団、自主防災組織</p> <p>1 消防団、自主防災組織の充実</p> <p>(1) 自主防災組織等の設置、育成</p> <p>市は、次に掲げる様々な形態の自主防災組織等の設置及び育成を図り、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練等の実施に努める。</p> <p>ア 坂井消防団</p> <p>第1分団～第2.6分団からなり、嶺北消防組合により組織されるもの</p> <p>イ～エ <u>(中略)</u></p> <p>2～4 <u>(中略)</u></p> <p>第7節 ボランティア活動への支援 <u>(中略)</u></p> <p>第8節 国民保護に関する知識の普及等</p> <p>1 住民、事業者等に対する知識の普及</p> <p>市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民に対する広報などを通じて、国民保護に関する知識の普及を図る。</p> <p>(1) 普及の方法 <u>(中略)</u></p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア 国民保護に関する一般知識及び概要</p> <p>イ この計画並びに各機関の『国民保護計画』及び『国民保護業務計画』の内容</p>	<p>1 医療救護体制の整備 <u>(中略)</u></p> <p>2 救急救助体制の整備</p> <p>嶺北消防組合は、医療機関又は他の消防機関と平常時から連携を密にしておくとともに、適宜訓練を実施するなど救急救助体制の整備を図る。</p> <p>また、NBC攻撃による災害が発生した場合には特殊な装備で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進める。</p> <p>第5節 要配慮者支援体制</p> <p>1～5 <u>(中略)</u></p> <p>6 要配慮者に対する配慮 <u>(中略)</u></p> <p>(1)～(7) <u>(中略)</u></p> <p>(8) 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施 (福祉避難所の設置を含む。)</p> <p>7 児童及び生徒の避難時の配慮 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 消防団、自主防災組織</p> <p>1 消防団、自主防災組織の充実</p> <p>(1) 自主防災組織等の設置、育成</p> <p>市は、次に掲げる様々な形態の自主防災組織等の設置及び育成を図り、活動資機材・設備の整備、リーダーの養成、訓練等の実施に努める。</p> <p>ア 坂井消防団</p> <p>第1分団～第2.3分団からなり、嶺北消防組合により組織されるもの</p> <p>イ～エ <u>(中略)</u></p> <p>2～4 <u>(中略)</u></p> <p>第7節 ボランティア活動への支援 <u>(中略)</u></p> <p>第8節 国民保護に関する知識の普及等</p> <p>1 住民、事業者等に対する知識の普及</p> <p>市は、警報の伝達、避難、救援等に関する教材又は手引書を作成し、配布するほか、住民や事業者に対し、パンフレットや手引書などを活用して、国民保護措置の重要性や、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から啓発および周知に努める。</p> <p>また、教育や学習の場においても、児童生徒等の国民保護措置の重要性についての理解が深まるよう努める。</p> <p>(1) 普及の方法 <u>(中略)</u></p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア 国民保護に関する一般知識及び概要</p> <p>イ この計画並びに各機関の『国民保護計画』及び『国民保護業務計画』の内容</p>

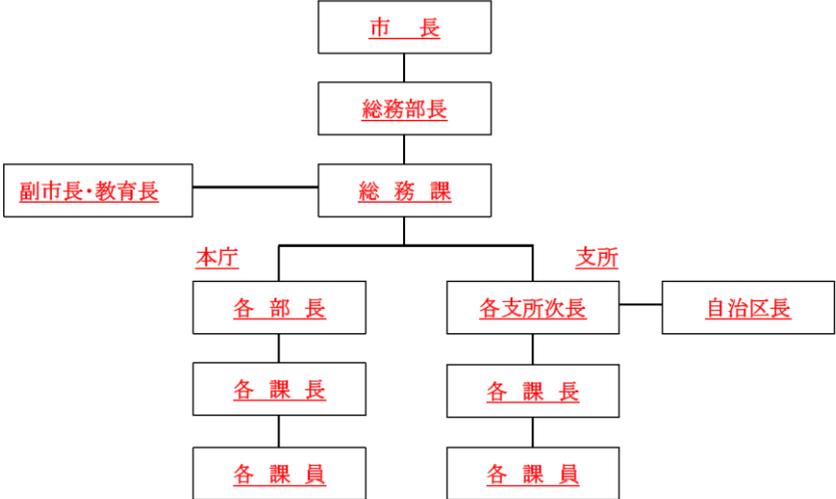
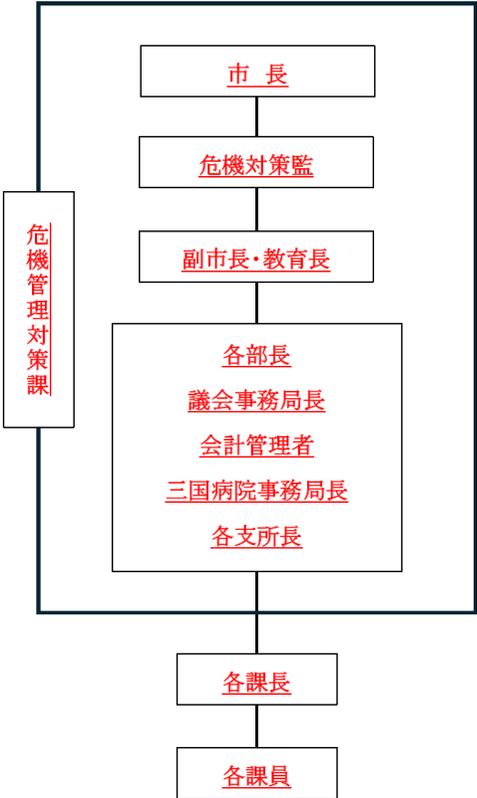
章	頁	旧	新
第2章	35	<p>ウ 国民保護法及び関係法の趣旨徹底</p> <p>エ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）</p> <p>オ 2～3日分の水、食糧等の備蓄</p> <p>カ 有事発生時の心得</p> <p>キ 各機関の対策</p> <p>ク その他必要な事項</p> <p>2～4 <u>（中略）</u></p> <p>第9節 避難誘導體制の整備等 <u>（中略）</u></p> <p>第10節 避難施設の指定及び整備</p> <p>1 避難施設の選定及び報告</p> <p>(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、知事に報告する。</p> <p>ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場その他の公益的施設であること。</p> <p>イ～オ <u>（中略）</u></p> <p>(2) 避難施設の選定にあたっては、災害時要援護者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。</p> <p>ア <u>（中略）</u></p> <p>イ コンクリート造りの屋内施設であること。</p> <p>ウ 周辺に駐車場が確保できること。</p> <p>2～5 <u>（中略）</u></p> <p>第3章 実施体制</p> <p>第1節 実施体制の整備</p> <p>1 坂井市国民保護対策連絡室の設置 <u>（中略）</u></p> <p>(1) 設置及び廃止基準 <u>（中略）</u></p> <p>(2) 設置場所</p> <p>市連絡室は、原則として坂井市防災センター2階防災会議室に設置する。</p> <p>ただし、坂井市防災センターが被災し設置できない場合は、市役所内、別館内又は出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。</p> <p>(3) 組織及び業務内容 <u>（中略）</u></p> <p>ア 市連絡室の室長は、副市長をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 市連絡室の室次長は、危機管理対策部長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>ウ 弾道ミサイル発射時の情報伝達および落下時の行動に関する知識</p> <p>エ 国民保護法及び関係法の趣旨徹底</p> <p>オ 平常時の心得（非常時持出品の準備など）</p> <p>カ 2～3日分の水、食糧等の備蓄</p> <p>キ 有事発生時の心得</p> <p>ク 各機関の対策</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>2～4 <u>（中略）</u></p> <p>第9節 避難誘導體制の整備等 <u>（中略）</u></p> <p>第10節 避難施設の指定及び整備</p> <p>1 避難施設の選定及び報告</p> <p>(1) 市長は、次の基準を満たす施設を選定し、それぞれの施設の収容人数を知事に報告する。</p> <p>ア 公園、広場その他の公共施設又は学校、コミュニティセンター、駐車場その他の公益的施設であること。</p> <p>イ～オ <u>（中略）</u></p> <p>(2) 避難施設の選定にあたっては、要配慮者への配慮や弾道ミサイル及びNBC攻撃を想定して、次の事項を満たす施設を優先する。</p> <p>ア <u>（中略）</u></p> <p>イ コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設であること。</p> <p>ウ 周辺に駐車場が確保できること。</p> <p>2～5 <u>（中略）</u></p> <p>第3章 実施体制</p> <p>第1節 実施体制の整備</p> <p>1 坂井市国民保護対策連絡室の設置 <u>（中略）</u></p> <p>(1) 設置及び廃止基準 <u>（中略）</u></p> <p>(2) 設置場所</p> <p>市連絡室は、原則として「市役所本庁舎」に設置する。</p> <p>ただし、市役所本庁舎が使用不能となった場合は、代替場所を定め、職員に周知する。</p> <p>(3) 組織及び業務内容 <u>（中略）</u></p> <p>ア 市連絡室の室長は、危機対策監をもって充て、市連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 市連絡室の室次長は、総務部長をもって充て、室長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>

章	頁	旧	新
第3章	43	<p>ウ 市連絡室の室員は、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長及び教育部長をもって充てる。</p> <p>エ 市連絡室に総務課長を長とする事務局を置き、総務課員を事務局員とする。</p> <p>オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="405 424 1070 933" data-label="Diagram"> </div> <p>(中略)</p> <p>カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。</p> <p>(ア) 嶺北消防本部</p> <p>(イ)、(ウ) (中略)</p>	<p>ウ 市連絡室の室員は、健康福祉部長、生活環境部長、産業政策部長、建設部長、及び教育部長をもって充てる。</p> <p>エ 市連絡室に危機管理対策課長を長とする事務局を置き、危機管理対策課員を事務局員とする。</p> <p>オ 市連絡室の組織図は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1368 392 2063 1034" data-label="Diagram"> </div> <p>(中略)</p> <p>カ 連絡室会議での協議・報告事項は、市長に報告するとともに、次に掲げる機関に通知する。</p> <p>(ア) 嶺北消防組合</p> <p>(イ)、(ウ) (中略)</p>

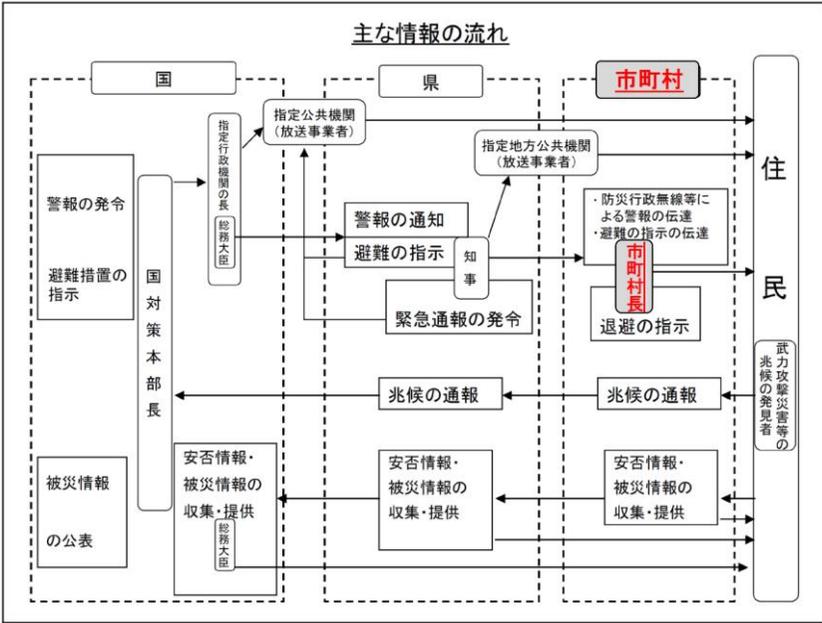
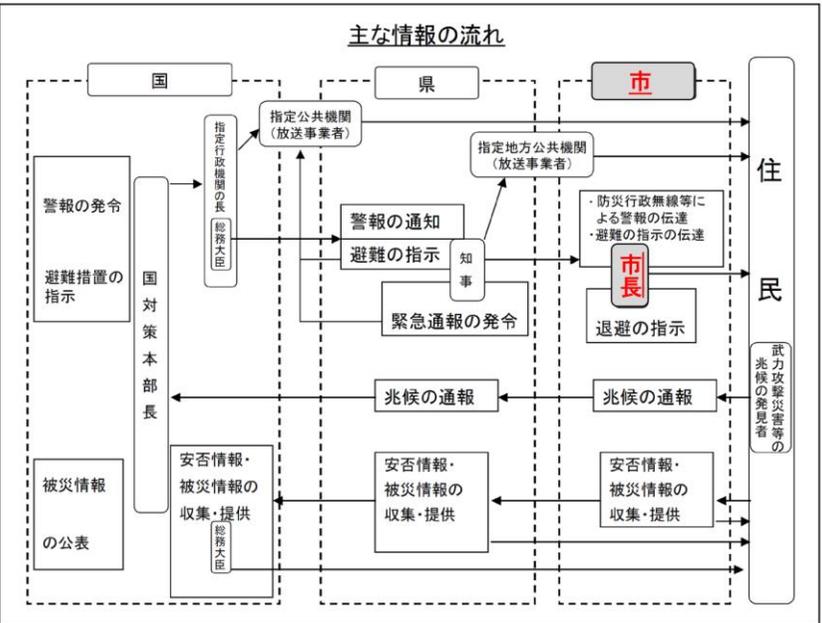
章	頁	旧	新
第3章	44	<p>2 坂井市国民保護対策本部の設置</p> <p>(1) 設置及び廃止基準 (中略)</p> <p>ア 設置 (中略)</p> <p>イ 廃止 (中略)</p> <p>市町村対策本部を設置すべき市町の指定の解除の通知を受けた場合</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>市対策本部は、原則として坂井市防災センター2階防災会議室に設置する。 ただし、坂井市防災センターが被災し設置できない場合は、市役所内、別館内又は出先機関の中から被災状況を勘案して指定した施設に設置する。</p> <p>(3) 組織、事務分掌等</p> <p>ア 市対策本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>ウ 市対策本部に参与を置き、教育長をもって充て、市対策本部の運営及び対策について意見を述べ、本部長及び副本部長を補佐する。</p> <p>エ 市対策本部の本部員は、参与、各部長及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>オ 市対策本部に次の部を置き、部の長は、下記に掲げる者をもって充てる。 また、各部に次のとおり班を置き、その主な事務分掌は『坂井市国民保護対策本部等運営要綱』で定める。</p>	<p>2 坂井市国民保護対策本部の設置</p> <p>(1) 設置及び廃止基準 (中略)</p> <p>ア 設置 (中略)</p> <p>イ 廃止 (中略)</p> <p>市町村対策本部を設置すべき市町の指定の解除の通知を受けた場合</p> <p>(2) 設置場所</p> <p>市対策本部は、原則として『市役所本庁舎』に設置する。 ただし、市役所本庁舎が使用不能となった場合は、代替場所を定め、職員に周知する。</p> <p>(3) 組織、事務分掌等</p> <p>ア 市対策本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p> <p>イ 市対策本部の副本部長は、危機対策監をもって充て、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>ウ 市対策本部に参与を置き、副市長及び教育長をもって充て、市対策本部の運営及び対策について意見を述べ、本部長及び副本部長を補佐する。</p> <p>エ 市対策本部の本部員は、参与、各部長及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>オ 市対策本部に次の部を置き、部の長は、下記に掲げる者をもって充てる。 また、各部に次のとおり班を置き、その主な事務分掌は別紙にて定める。</p>

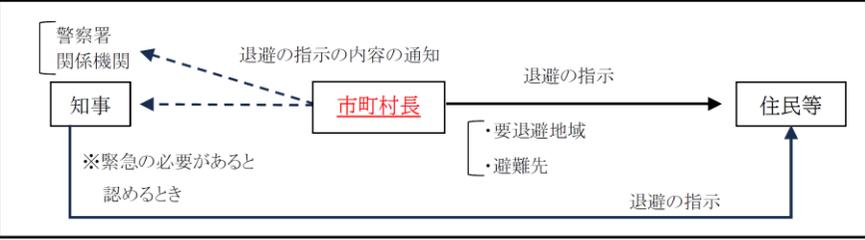
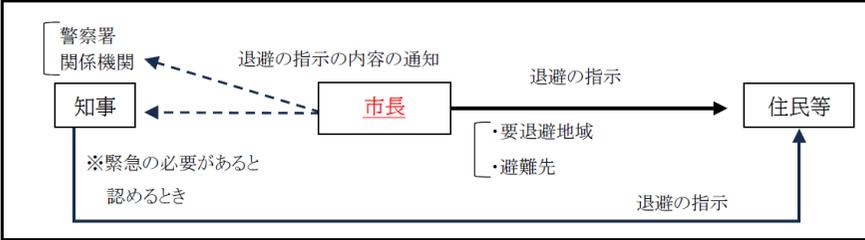
章	頁	旧	新																																																																																									
第3章	45	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務班、職員班、秘書広報班、企画班、情報政策班、行政経営班、会計班、地域班</td> </tr> <tr> <td>財務部</td> <td>財務部長</td> <td>財政班、監理班、課税班、納税班、税務班</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> <td>市民生活班、保険年金班、環境衛生班、市民班</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>福祉保健部長</td> <td>健康福祉班、社会福祉班、児童家庭班、医療班、福祉班</td> </tr> <tr> <td>産業経済部</td> <td>産業経済部長</td> <td>農林水産班、農業委員班、商工観光班、産業班</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設部長</td> <td>都市計画班、建設班、土木班</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>上下水道部</td> <td>総務経理班、建設維持班、上下水道班</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> <td>教育総務班、学校教育班、生涯学習班、文化班、スポーツ班</td> </tr> <tr> <td>支援部</td> <td>議会事務局長</td> <td>議会班、監査委員班</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 市対策本部の構成は下記のとおりとする-</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">対策本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本部長 参与</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>総務部長、財務部長、生活環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>各部局等の職員</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>総務課員</td> </tr> </table> <p>キ、ク (中略) ケ 市対策本部に総務課長を長とする事務局を置き、総務課員を事務局員とする。</p>	部名	部長名	班名	総務部	総務部長	総務班、職員班、秘書広報班、企画班、情報政策班、行政経営班、会計班、地域班	財務部	財務部長	財政班、監理班、課税班、納税班、税務班	生活環境部	生活環境部長	市民生活班、保険年金班、環境衛生班、市民班	福祉保健部	福祉保健部長	健康福祉班、社会福祉班、児童家庭班、医療班、福祉班	産業経済部	産業経済部長	農林水産班、農業委員班、商工観光班、産業班	建設部	建設部長	都市計画班、建設班、土木班	上下水道部	上下水道部	総務経理班、建設維持班、上下水道班	教育部	教育部長	教育総務班、学校教育班、生涯学習班、文化班、スポーツ班	支援部	議会事務局長	議会班、監査委員班	対策本部	本部長	市長	副本部長	副市長	本部長 参与	教育長	総務部長、財務部長、生活環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長	その他の職員	各部局等の職員	事務局	総務課員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>総務班、危機管理対策班、職員班、秘書広報班、会計班</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>総合政策部長</td> <td>企画政策班、情報統計班、移住定住推進班、結婚応援班</td> </tr> <tr> <td>財務部</td> <td>財務部長</td> <td>財政班、監理班、営繕班、工事検査班、税務班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>社会福祉班、福祉総合相談班、高齢福祉班、健康増進班、保険年金班、子ども福祉班、保育班</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>生活環境部長</td> <td>市民生活班、環境推進班、公共交通対策班、市民協働班、三国支所班、丸岡支所班、春江支所班</td> </tr> <tr> <td>産業政策部</td> <td>産業政策部長</td> <td>農業振興班、林業水産振興班、観光交流班、商工労政班</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設部長</td> <td>都市計画班、建設班、上下水道班</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> <td>教育総務班、学校教育班、生涯学習スポーツ班、文化班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援部</td> <td>議会事務局長</td> <td>議会班</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局長</td> <td>監査委員班</td> </tr> <tr> <td>三国病院</td> <td>三国病院事務局長</td> <td>医療班</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 市対策本部の構成は下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">対策本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>危機対策監</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本部長 参与</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>総務部長、総合政策部長、財務部長、健康福祉部長、生活環境部長、産業政策部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、三国病院事務局長</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>各部局等の職員</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>総務課員</td> </tr> </table> <p>キ、ク (中略) ケ 市対策本部に危機管理対策課長を長とする事務局を置き、危機管理対策課員を事務局員とする。</p>	部名	部長名	班名	総務部	総務部長	総務班、危機管理対策班、職員班、秘書広報班、会計班	総合政策部	総合政策部長	企画政策班、情報統計班、移住定住推進班、結婚応援班	財務部	財務部長	財政班、監理班、営繕班、工事検査班、税務班	健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉班、福祉総合相談班、高齢福祉班、健康増進班、保険年金班、子ども福祉班、保育班	生活環境部	生活環境部長	市民生活班、環境推進班、公共交通対策班、市民協働班、三国支所班、丸岡支所班、春江支所班	産業政策部	産業政策部長	農業振興班、林業水産振興班、観光交流班、商工労政班	建設部	建設部長	都市計画班、建設班、上下水道班	教育部	教育部長	教育総務班、学校教育班、生涯学習スポーツ班、文化班	支援部	議会事務局長	議会班	監査委員事務局長	監査委員班	三国病院	三国病院事務局長	医療班	対策本部	本部長	市長	副本部長	危機対策監	本部長 参与	副市長、教育長	総務部長、総合政策部長、財務部長、健康福祉部長、生活環境部長、産業政策部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、三国病院事務局長	その他の職員	各部局等の職員	事務局	総務課員
部名	部長名	班名																																																																																										
総務部	総務部長	総務班、職員班、秘書広報班、企画班、情報政策班、行政経営班、会計班、地域班																																																																																										
財務部	財務部長	財政班、監理班、課税班、納税班、税務班																																																																																										
生活環境部	生活環境部長	市民生活班、保険年金班、環境衛生班、市民班																																																																																										
福祉保健部	福祉保健部長	健康福祉班、社会福祉班、児童家庭班、医療班、福祉班																																																																																										
産業経済部	産業経済部長	農林水産班、農業委員班、商工観光班、産業班																																																																																										
建設部	建設部長	都市計画班、建設班、土木班																																																																																										
上下水道部	上下水道部	総務経理班、建設維持班、上下水道班																																																																																										
教育部	教育部長	教育総務班、学校教育班、生涯学習班、文化班、スポーツ班																																																																																										
支援部	議会事務局長	議会班、監査委員班																																																																																										
対策本部	本部長	市長																																																																																										
	副本部長	副市長																																																																																										
	本部長 参与	教育長																																																																																										
		総務部長、財務部長、生活環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長																																																																																										
	その他の職員	各部局等の職員																																																																																										
事務局	総務課員																																																																																											
部名	部長名	班名																																																																																										
総務部	総務部長	総務班、危機管理対策班、職員班、秘書広報班、会計班																																																																																										
総合政策部	総合政策部長	企画政策班、情報統計班、移住定住推進班、結婚応援班																																																																																										
財務部	財務部長	財政班、監理班、営繕班、工事検査班、税務班																																																																																										
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉班、福祉総合相談班、高齢福祉班、健康増進班、保険年金班、子ども福祉班、保育班																																																																																										
生活環境部	生活環境部長	市民生活班、環境推進班、公共交通対策班、市民協働班、三国支所班、丸岡支所班、春江支所班																																																																																										
産業政策部	産業政策部長	農業振興班、林業水産振興班、観光交流班、商工労政班																																																																																										
建設部	建設部長	都市計画班、建設班、上下水道班																																																																																										
教育部	教育部長	教育総務班、学校教育班、生涯学習スポーツ班、文化班																																																																																										
支援部	議会事務局長	議会班																																																																																										
	監査委員事務局長	監査委員班																																																																																										
三国病院	三国病院事務局長	医療班																																																																																										
対策本部	本部長	市長																																																																																										
	副本部長	危機対策監																																																																																										
	本部長 参与	副市長、教育長																																																																																										
		総務部長、総合政策部長、財務部長、健康福祉部長、生活環境部長、産業政策部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、三国病院事務局長																																																																																										
	その他の職員	各部局等の職員																																																																																										
事務局	総務課員																																																																																											

章	頁	旧	新
第3章	47	<p>コ、サ (中略)</p> <p>シ 市対策本部の組織図は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="369 311 1093 1412"> <p>● 現地災害対策本部 (本部長の指示により設置)</p> </div>	<p>する。</p> <p>コ、サ (中略)</p> <p>シ 市対策本部の組織図は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="1299 311 1982 1412"> <p>● 現地災害対策本部 (本部長の指示により設置)</p> </div> <p>ス 市対策本部の事務分掌は、別紙のとおりとする。</p>

章	頁	旧	新
第3章	48	<p>(4) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知 <u>(中略)</u> 市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。 ア 市議会事務局 イ 嶺北消防本部 ウ～オ <u>(中略)</u></p> <p>(5) 市対策本部設置の公表 市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞及び市のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。 ただし、坂井市防災センターが被災し設置できない場合は、市対策本部設置場所の正面玄関に設置するものとする。</p> <p>(6) 市対策本部設置の伝達 <u>(中略)</u></p> 	<p>(4) 市対策本部を設置した場合における関係機関への通知 <u>(中略)</u> 市対策本部を設置した場合は、次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。 ア 市議会事務局 イ 嶺北消防組合 ウ～オ <u>(中略)</u></p> <p>(5) 市対策本部設置の公表 市対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞及び市のホームページ等を通じて公表するとともに、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。 ただし、市役所本庁舎が被災し設置できない場合は、市対策本部設置場所の正面玄関に設置するものとする。</p> <p>(6) 市対策本部設置の伝達 <u>(中略)</u></p> 

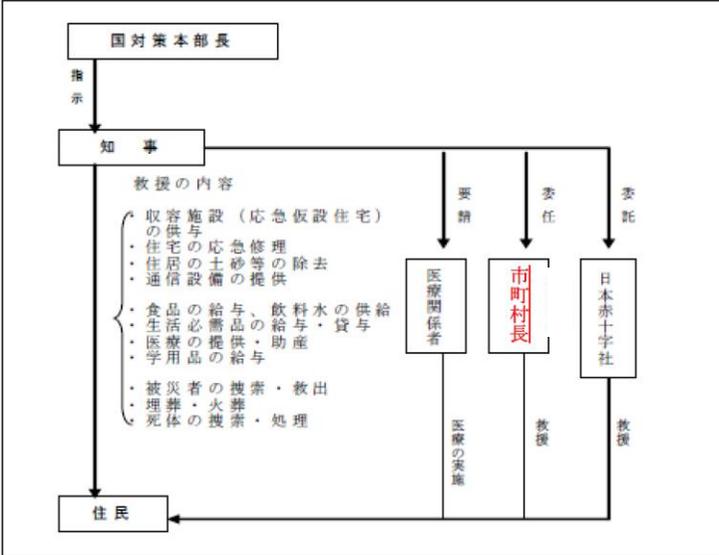
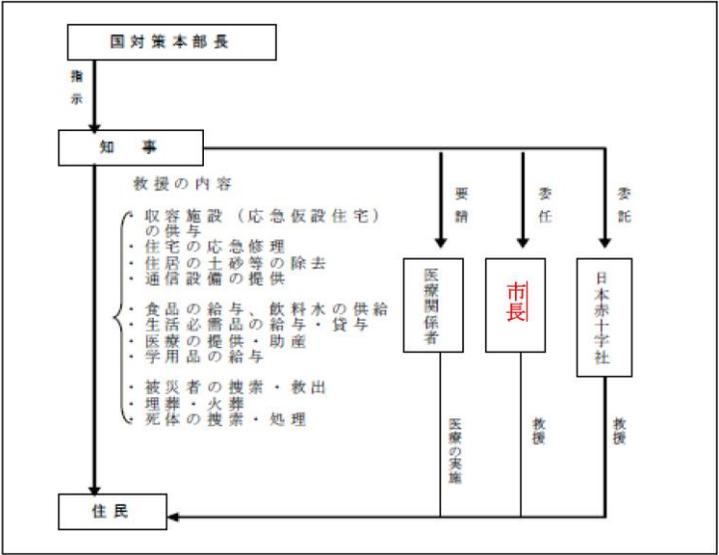
章	頁	旧	新
第3章	48	<p>(7) 職員の参集 ア 全職員の参集 <u>(中略)</u> イ 参集場所 <u>原則として本部員については、防災センター2階防災会議室とし、その他の職員については、各所属とする。ただし、平時において徒歩2時間以内に各所属に参集できない職員については、交通機関等が途絶し緊急の参集が困難な場合にあっては、本庁及び最寄りの出先機関に参集する。</u> <u>また、道路、橋梁等の断絶により、上記の参集も困難な場合には、最寄りの公共施設等に出向く。</u> ウ、エ <u>(中略)</u></p> <p>(8) ~ (13) <u>(中略)</u></p> <p>第2節 応援の要請 <u>(中略)</u> 1~2 <u>(中略)</u></p> <p>3 緊急消防援助隊の応援要請 市長は、市の消防力及び福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講ずることを要請する<u>ことを</u>求めることができる。</p> <p>4 職員の派遣要請及びあっせん (1) 職員の派遣の要請 ア~イ <u>(中略)</u> ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人<u>及び日本郵政公社</u>） (2) ~ (4) <u>(中略)</u></p>	<p>(7) 職員の参集 ア 全職員の参集 <u>(中略)</u> イ 参集場所 <u>職員は原則として、所属する勤務場所に参集する。</u> <u>ただし、危機対策監より連絡のあった避難所支援職員は、各支所に参集、坂井地区については、危機管理対策課に指定された場所に参集し、本部支援員については、総務部に参集する。</u> ウ、エ <u>(中略)</u></p> <p>(8) ~ (13) <u>(中略)</u></p> <p><u>(14) 現地調整所の設置</u> <u>市は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、県と連携して、現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p>第2節 応援の要請 <u>(中略)</u> 1~2 <u>(中略)</u></p> <p>3 緊急消防援助隊の応援要請 市長は、市の消防力及び福井県広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等のための必要な措置を講ずることを要請する<u>よう</u>、求めることができる。</p> <p>4 職員の派遣要請及びあっせん (1) 職員の派遣の要請 ア~イ <u>(中略)</u> ウ 特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人） (2) ~ (4) <u>(中略)</u></p>

章	頁	旧	新
第3章	52	<p>第3節 情報の収集、提供</p> <p>1 情報の流れ (中略)</p>  <p>2 警報等の通知及び伝達</p> <p>(1) ~ (5) (中略)</p> <p>(6) 警報等の伝達方法</p> <p>市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。</p> <p><u>ア サイレン</u></p> <p><u>イ 防災行政無線</u></p> <p><u>ウ インターネット</u></p> <p><u>エ ケーブルテレビ</u></p> <p><u>オ 広報車</u></p> <p><u>カ その他</u></p> <p>(7) 県警察との連携 (中略)</p>	<p>第3節 情報の収集、提供</p> <p>1 情報の流れ (中略)</p>  <p>2 警報等の通知及び伝達</p> <p>(1) ~ (5) (中略)</p> <p>(6) 警報等の伝達方法</p> <p>市長が、知事から警報等の通知を受けたときの住民等への情報伝達は、次の方法による。</p> <p><u>ア 防災行政無線</u></p> <p><u>イ 防災行政メール</u></p> <p><u>ウ 音声一斉配信サービス</u></p> <p><u>エ 防災アプリ</u></p> <p><u>オ 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</u></p> <p><u>カ 緊急速報メール</u></p> <p><u>キ ケーブルテレビ</u></p> <p><u>ク ホームページ/SNS</u></p> <p><u>ケ 公共情報コモンズ (L-ALERT) ※</u></p> <p><u>コ 広報車</u></p> <p><u>サ その他</u></p> <p>※市から発信された避難指示などの情報を、メディア等の放送事業者に伝達するシステムのこと。放送事業者は、テレビ、ラジオ、インターネット等で住民に情報を伝達する。</p> <p>(7) 県警察との連携 (中略)</p>

章	頁	旧	新
第3章	54	<p>3 退避の指示の伝達 (1)、(2) (中略) (3) 退避の指示の通知及び伝達 ア (中略) イ 市長は、退避の指示の内容を次の者に通知する。 (ア)～(ウ) (中略)</p>  <p>4～6 (中略)</p> <p>7 通信連絡設備の整備 (1) (中略) ア 防災行政無線の整備 (中略) イ 多様な媒体の活用 市長は、情報通信の手段及び経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、県の災害情報インターネット通信システムなどの媒体の活用を推進する。</p> <p>(2)、(3) (中略) (4) 各種通信設備の利用 ア 電気通信設備の優先利用 (中略) イ 有線電気通信設備又は無線設備 市長は、有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる次の者が設置する有線電気設備又は無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。 (中略) ウ 電波法に基づく非常通信の利用 (中略) 市長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃事態等となるおそれがある場合において、有線通信を用うることができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第5条及び第7条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。 そのためには、無線局を有する(無線局の免許を受けた)機関は、福井県非常通信協議会が実施する無線設備の総点検、通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。</p>	<p>3 退避の指示の伝達 (1)、(2) (中略) (3) 退避の指示の通知及び伝達 ア (中略) イ 市長は、退避の指示の内容を次の者に通知する。 (ア)～(ウ) (中略)</p>  <p>4～6 (中略)</p> <p>7 通信連絡設備の整備 (1) (中略) ア 防災行政無線の整備 (中略) イ 多様な媒体の活用 市長は、情報通信の手段及び経路の多様化を図るため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、坂井市総合防災情報システム(dis)、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体、電話回線、衛星携帯電話、さらには、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体など多様な媒体の活用を進めるとともに、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるような確に運用・管理・整備を行う。</p> <p>(2)、(3) (中略) (4) 各種通信設備の利用 ア 電気通信設備の優先利用 (中略) イ 有線電気通信設備又は無線設備 市長は、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる次の者が設置する有線電気設備又は無線設備を使用し、通信連絡の確保を図る。 (中略) ウ 電波法に基づく非常通信の利用 (中略) 市長は、武力攻撃事態等又は武力攻撃事態等となるおそれがある場合において、有線通信を用うることができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第5条及び第7条の2並びに非常通信規約に基づいて、非常通信を利用し、通信の確保を図る。 そのためには、無線局を有する(無線局の免許を受けた)機関は、北陸地方非常通信協議会が実施する無線設備の総点検、通信訓練を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。</p>

坂井市国民保護計画

章	頁	旧	新
第3章	62	<p>(ア)、(イ) <u>(中略)</u></p> <p>(5) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段 <u>(中略)</u></p> <p>8 災害時要援護者に対する情報伝達設備等の充実 <u>(中略)</u></p> <p>市長は、情報の伝達において、災害時要援護者への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、同報系無線の戸別受信機整備や、ファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を図る。</p> <p>第4節 <u>(中略)</u></p> <p>第5節 ボランティアの受入体制</p> <p>1～2 <u>(中略)</u></p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備 <u>(中略)</u></p> <p>(1) ボランティアニーズの把握等</p> <p>市は、ボランティアの申し出及び避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、坂井市社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体及び市日赤奉仕団等の既存のボランティア団体等の連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行う。</p> <p>(2) ボランティアセンターの開設 <u>(中略)</u></p> <p>4 ボランティア活動の支援体制 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章 <u>(中略)</u></p> <p>第4章 避難及び救援</p> <p>第1節 住民の避難</p> <p>1 <u>(中略)</u></p> <p>* 退避については、[参考] 退避について (P65) 及び第5章第6節「退避の指示」を参照</p> <p>2～7 <u>(中略)</u></p> <p>8 被災地域における動物の保護等 <u>(中略)</u></p>	<p>(ア)、(イ) <u>(中略)</u></p> <p>(5) 通信設備の利用ができない場合の連絡手段 <u>(中略)</u></p> <p>8 要配慮者に対する情報伝達設備等の充実</p> <p>市長は、情報の伝達において、要配慮者への対応を優先するとともに、情報を迅速かつ的確に伝達するために、障害種別や生活環境の状況等に応じて、同報系無線の戸別受信機整備や、ファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用を図る。</p> <p>第4節 <u>(中略)</u></p> <p>第5節 ボランティアの受入体制</p> <p>1～2 <u>(中略)</u></p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備 <u>(中略)</u></p> <p>(1) ボランティアニーズの把握等</p> <p>市は、ボランティアの申し出及び避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、県に対しボランティアの派遣を必要とする分野、人数等の情報提供を行うとともに、坂井市社会福祉協議会等の既存のボランティア推進団体及び市赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体等の連携のうえ、ニーズに応じた調整及びあっせんを行う。</p> <p>(2) ボランティアセンターの開設 <u>(中略)</u></p> <p>4 ボランティア活動の支援体制 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 国民保護措置に係る職務を行う者等に対する特殊標章 <u>(中略)</u></p> <p>第4章 避難及び救援</p> <p>第1節 住民の避難</p> <p>1 <u>(中略)</u></p> <p>* 退避については、[参考] 退避について (P75) 及び第5章第6節「退避の指示」を参照</p> <p>2～7 <u>(中略)</u></p> <p>8 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</p> <p>大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、県および市は、関係機関および施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>9 被災地域における動物の保護等 <u>(中略)</u></p>

章	頁	旧	新
第4章	81	<p>9 避難の指示の解除 <u>(中略)</u></p> <p>10 避難所の管理責任者 <u>(中略)</u></p> <p>第2節 避難住民等の救援</p> <p>1 救援の実施体制</p> <p>(1) 救援の実施及び補助 <u>(中略)</u></p>  <p>(2) 救援の実施に必要な物資等の確保 <u>(中略)</u></p> <p>2 救援の実施内容</p> <p>市長は、法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号)に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて実施する。</p> <p>(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>(ア) <u>(中略)</u></p> <p>(イ) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する</p> <p>3～7 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 <u>(中略)</u></p>	<p>10 避難の指示の解除 <u>(中略)</u></p> <p>11 避難所の管理責任者 <u>(中略)</u></p> <p>第2節 避難住民等の救援</p> <p>1 救援の実施体制</p> <p>(1) 救援の実施及び補助 <u>(中略)</u></p>  <p>(2) 救援の実施に必要な物資等の確保 <u>(中略)</u></p> <p>2 救援の実施内容</p> <p>市長は、法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号)に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて実施する。</p> <p>(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>(ア) <u>(中略)</u></p> <p>(イ) 原則として学校、コミュニティセンター等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。</p> <p>3～7 <u>(中略)</u></p> <p>第3節 <u>(中略)</u></p>

章	頁	旧	新																																
第5章	86	<p>第4節 交通の確保</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 緊急通行車両の事前届出</p> <p>市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に事前届出を行い、届出済証の交付を受ける。</p> <p>5～6 (中略)</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処等</p> <p>第1節 生活関連等施設の安全確保</p> <p>第2節 危険物資等に係る災害への対処</p> <p>1 危険物質等に係る災害防止のための措置 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 危険物</td> <td>消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(2)～(4)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 核燃料物質等</td> <td>原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(6) 核原料物質</td> <td>原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(7) 放射性同位元素等</td> <td>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(8) 毒薬、劇薬</td> <td>薬事法第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(9)～(11)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。）	(2)～(4)	(中略)	(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する 事業者並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者 が所持するものに限る。）	(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の2 第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）	(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び これによって汚染された物 （同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）	(8) 毒薬、劇薬	薬事法 第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	(9)～(11)	(中略)	<p>第4節 交通の確保</p> <p>1～3 (中略)</p> <p>4 緊急通行車両の確認の申出</p> <p>市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に確認の申出を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。</p> <p>5～6 (中略)</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処等</p> <p>第1節 生活関連等施設の安全確保 (中略)</p> <p>第2節 危険物資等に係る災害への対処</p> <p>1 危険物質等に係る災害防止のための措置 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 危険物</td> <td>消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(2)～(4)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>(5) 核燃料物質等</td> <td>原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(6) 核原料物質</td> <td>原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）</td> </tr> <tr> <td>(7) 放射性同位元素等</td> <td>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(8) 毒薬、劇薬</td> <td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>(9)～(11)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	(2)～(4)	(中略)	(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する 原子力事業者等 が所持するものに限る。）	(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第57条の8 第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）	(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び 同法第1条に規定する放射性汚染物 （同法第32条に規定する許可届出使用者等（ 同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。 ）が所持するものに限る。）	(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	(9)～(11)	(中略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																		
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の3の指定数量以上のものに限る。）																																		
(2)～(4)	(中略)																																		
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する 事業者並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者 が所持するものに限る。）																																		
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の2 第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）																																		
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び これによって汚染された物 （同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。）																																		
(8) 毒薬、劇薬	薬事法 第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）																																		
(9)～(11)	(中略)																																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																		
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）																																		
(2)～(4)	(中略)																																		
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する 原子力事業者等 が所持するものに限る。）																																		
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第57条の8 第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）																																		
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び 同法第1条に規定する放射性汚染物 （同法第32条に規定する許可届出使用者等（ 同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。 ）が所持するものに限る。）																																		
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第44条第1項の劇薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）																																		
(9)～(11)	(中略)																																		

章	頁	旧	新
第5章	91	<p>2 危険物質等取扱所の警備の強化 <u>(中略)</u></p> <p>3 措置の要請 <u>(中略)</u> (1)、(2) <u>(中略)</u> (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 ただし、この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。</p> <p>4 報告の求め <u>(中略)</u> 第3～5節 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 退避の指示 1 退避の指示 <u>(中略)</u> (1) <u>(中略)</u> (2) 市長は、退避の指示を行った場合は、嶺北消防本部の協力を得て、防災行政無線、広報車等により住民に退避することを呼びかける。 (3) <u>(中略)</u></p> <p>第7節 <u>(中略)</u></p> <p>第8節 消防に関する措置等 1 消防機関との連携 <u>(中略)</u> 2 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。 3 消防に関する措置 <u>(中略)</u> 4 医療機関との連携 市長は、嶺北消防本部とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。 5 安全の確保 (1)～(2) <u>(中略)</u> (3) 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 (4) <u>(中略)</u></p>	<p>2 危険物質等取扱所の警備の強化 <u>(中略)</u></p> <p>3 措置の要請 <u>(中略)</u> (1)、(2) <u>(中略)</u> (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 ただし、この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。</p> <p>4 報告の求め <u>(中略)</u> 第3～5節 <u>(中略)</u></p> <p>第6節 退避の指示 1 退避の指示 <u>(中略)</u> (1) <u>(中略)</u> (2) 市長は、退避の指示を行った場合は、嶺北消防組合の協力を得て、防災行政無線、広報車等により住民に退避することを呼びかける。 (3) <u>(中略)</u></p> <p>第7節 <u>(中略)</u></p> <p>第8節 消防に関する措置等 1 消防機関との連携 <u>(中略)</u> 2 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、嶺北消防組合は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。 3 消防に関する措置 <u>(中略)</u> 4 医療機関との連携 市長は、嶺北消防組合とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。 5 安全の確保 (1)～(2) <u>(中略)</u> (3) 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、嶺北消防組合と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 (4) <u>(中略)</u></p>

章	頁	旧	新
第5章	106	<p>第9～12節 <u>(中略)</u></p> <p>第13節 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>1 武力攻撃原子力災害の発生時の通報</p> <p>市長は、武力攻撃に伴って、その区域内において放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに<u>経済産業大臣</u>、国土交通大臣、知事に、その旨を通報する。</p> <p>2 応急対策等</p> <p>(1) 武力攻撃原子力災害に関し市長が行う通知 <u>(中略)</u></p> <p>(2) 飲食物の摂取制限 <u>(中略)</u></p> <p>(3)、(4) <u>(中略)</u></p> <p>第6章 施設の復旧と生活の安定 <u>(中略)</u></p> <p>【 その他、全体を通じた用語等の変更 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「障害者」</u> ・<u>「自治会」</u> ・<u>「災害時要援護者」</u> 	<p>第9～12節 <u>(中略)</u></p> <p>第13節 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>1 武力攻撃原子力災害の発生時の通報</p> <p>市長は、武力攻撃に伴って、その区域内において放射性物質の事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等の放出等があると認めるときは、直ちに<u>内閣総理大臣および原子力規制委員会</u>、国土交通大臣、知事に、その旨を通報する。</p> <p>2 応急対策等</p> <p>(1) 武力攻撃原子力災害に関し市長が行う通知 <u>(中略)</u></p> <p>(2) 飲食物の摂取制限<u>等</u> <u>(中略)</u></p> <p>(3)、(4) <u>(中略)</u></p> <p>第6章 施設の復旧と生活の安定 <u>(中略)</u></p> <p>【 その他、全体を通じた用語等の更新 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>「障がい者」</u> <u>「行政区」</u> <u>「要配慮者」</u>